

災害時における移送業務に関する協定

加東市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県タクシー協会東播支部（以下「乙」という。）は、災害時における移送業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、加東市内において、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が第2条に定める協力の要請を乙に対して行うことにより、災害対応を円滑に遂行することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる事項について乙の協力を必要と判断するときは、乙に対し、別に定める協力要請書により、要請するものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日協力要請書を提出するものとする。

- (1) 要配慮者等の避難所等への移送業務
- (2) 応急対策を行うために必要な人員の移送業務
- (3) 応急対策を行うために必要な物資の移送業務
- (4) 災害の状況及び被害情報の収集

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受諾するものとする。

（実施の報告）

第3条 乙は、前条の規定による移送業務を実施したときは、当該移送業務の終了後、別に定める実施報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定に基づき、乙が実施した移送業務の経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送等終了後、前条に規定する実施報告書に基づき、災害等が発生する直前における通常料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任等）

第5条 乙は、第2条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

（燃料確保及び車両の通行）

第6条 甲は、乙が第2条により要請された業務の運行に際し、必要な燃料を確保できるように努める。

2 甲は、乙が第2条により要請された業務の運行に際し、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（連絡担当者）

第7条 甲及び乙は、第2条に規定する要請を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当者を選任し、書面により相手方に通知するものとする。

2 協定期間内において前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに書面により相手方に通知するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平時から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定終了の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この有効期間を更新するものとし、以後同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和8年3月16日

甲 加東市社50番地
加東市
加東市長 岩根 正



乙 明石市魚住町西岡2140番地1
一般社団法人 兵庫県タクシー協会東播支部
支部長 藤原 隆晴

